

年金広報

2011. 2. 5 February

Vol. 621

発行所 社団法人日本国民年金協会
編集発行人 河野 暁
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-5-5
TEL. 03-3265-2885 FAX. 03-3265-2894
<http://www.nenkin.or.jp/>
E-mail: koho08@nenkin.or.jp
振替 東京00190-2-77193
年間購読料 1,890円(税込・送料共)
(昭和34年3月30日第3種郵便物認可)

Contents

2 年金教育

兵庫県多可町の取組み

将来の年金制度を支えていく中・高生に、年金制度の重要性を理解してもらおうと、平成14年から年金教育を実施している多可町の取組みを取材しました。

3 頑張る！年金事務所

武雄年金事務所

37名の職員全員が一体となるTKO37とは。

4 特集

国民年金基金と確定申告

確定申告にあたり、国民年金基金の税制上の優遇措置について解説します。

5 ～ 10 国民年金保険料

前納額告示

保険料は月額15,020円と、前年より80円減。ご活用ください。

11 「国民年金よくある質問」 「厚生年金よくある質問」

会員のみなさま、年金委員のみなさま、実務者のみなさまが「知っていてよかった」という情報を掲載します。

12 ご活用ください

市区町村の広報誌(紙)掲載用記事

市区町村の広報誌にそのままご使用いただける、タイムリーな記事を掲載します。

Topics

国民年金の保険料は月額1万5、020円

平成23年度の 初めの引下げ

厚生労働省は、平成二三年度の国民年金の保険料を八〇円引下げ、月額一万五、〇二〇円とすることを決めた。国民年金の保険料は、賃金や物価の変動に応じて決定される(保険料の改定率は、それぞれの年度の前年度の保険料改定率に名目賃金変動率を乗じた率だが、この名目賃金変動率は、前々年の物価変動率に四年前の年度の実質賃金変動率(三年前から五年前のもの)の三年平均)を乗じたものとなる。

ったとの総務省の発表を受け、厚生労働省は同日、二三年度の年金額を〇・四％引き下げることを発表した。

現在支給されている年金については、法律上、直近の年金額引下げの年(現在は平成一七年の物価が基準)よりも物価が下がった場合は、これに応じて年金額を改定する。平成二三年の物価は、基準となる平成一七年の物価と比較してマイナス〇・四％となったことから、平成二三年度の年金額を決定した。四

月分が支払われる六月の支払から、年金額が改定される。【四面に関連記事】
受給額、初めて五〇兆円超

厚生労働省年金局は二月二四日、平成二二年度厚生年金保険・国民年金事業の概況を公表した。

●公的年金制度全体

適用状況 平成二二年度末

現在で加入者数が六、八七四万人で、前年度末に比べ六二万人(〇・九％)減少。国民年金の第一号被保険者数(任意加入被保険者含む)は一、九八五万人で、前年度比一六万人(〇・八％)減少した。被用者年金被保険者数は三、八六八万人(うち厚生年金三、四二五万人、共済組合四四三万人)で、前年度比二四万人(〇・六％)減少。第三号被保険者数は一、〇二二万人で、前年度比二三万人(二・二％)減少した。

給付状況 受給者数(延人数)

は五、九八八万人で、前年度比二四五万人(四・三％)増加した。重複のない実受給権者数は三、七〇三万人(福祉年金受給権者含む)で、前年度比約一〇万人(三・二％)増加。公的年金受給者の年金総額は逐年増加しており、五〇兆二、五五四億円(うち厚生年金二五兆五千億円、国民年金一八兆円、共済組合六兆七千億円、福祉年金三二億円)と、前年度比約一兆四千亿円(二・八％)増加した。

●厚生年金

適用状況 適用事業所数は

一七五万事業所で、前年度比一万四千事業所(〇・八％)増加した。標準報酬月額の平均は三〇万四千円(うち男子三四万五千円、女子二万九千円)で、前年度比二・八％減少となった。

給付状況 受給者数は、前年

度比一四六万人(五・五％)増加し、二、八一四万人だった。うち、老齢年金の受給者数は一、二八九万人。老齢年金受給者の

平均年金月額は一五万七千円。新規裁定の老齢年金受給権者数は八八万九千人で、前年度比二万九千人(三・一％)減少。平均年金月額は八万六千円だった。

●国民年金

適用状況 第号第号被保険者

保険料全額免除数は五三三万人で、全額免除割合は二七・四％と前年度より〇・九ポイント上昇、一四万人増加した。一方、申請一部免除者数は四七万人で免除割合は二・四％と前年度より〇・二ポイント低下、五万人減少した。現年度納付率は六〇・〇％で、二・一ポイントの低下。

給付状況 前年度比八四万人

(三・一％)増加し、二、七七九万人だった。そのうち、「基礎のみ・旧国年」の受給者数は一、一二二万人。老齢年金の平均年金月額は五万四千円だった。老齢基礎年金の受給者数は二、二七五万人で、平均年金月額は五万六千円となった。



SL 雪の原野ゆく (写真提供 釧路市)

これにともない、国民年金保険料の前納額等を定める告示(平成二二年厚生労働省告示第五三〇号)も改正される予定だ。【五～一〇面、一二面に関連記事】

年金支給額も〇・四％引下げ

一月二八日、平成二三年平均の全国消費者物価指数(生鮮食品を含む総合指数)の対前年比変動率がマイナス〇・七％にな

平成23年度の年金額

	平成22年度 (月額)	平成23年度 (月額)
国民年金 〔老齢基礎年金(満額): 1人分〕	66,008円	65,742円 (▲266円)
厚生年金* 〔夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額〕	232,592円	231,650円 (▲942円)

※夫が平均的収入(平均標準報酬36.0万円)で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯の新規裁定の給付水準

年金教育

納付率向上を目指し 安心して暮らせる社会へつなげる

将来の年金制度を支えていく中・高校生に、年金制度の重要性を理解してもらおうと、平成一四年から年金教育を実施している兵庫県多可町。その取組みについて住民課副課長の小牧泉さんと大西由里さんにうかがった。

年金コンクールはいつ頃から、どのように取組まれてきたのですか。

旧社会保険事務局と連携し、平成一四年から中・高校生を対象に「年金教室」を開催して、公的年金制度の意義や仕組みについて、学ぶ機会を提供してきました。生き方の問題を通して年金の大切さを理解してもらう取組みです。

今年度は「年金教室」を開催することができなかったため、町独自で中・高校生を対象に「年金作品コンクール」を実施しました。

「年金作品コンクール」の実



年金コンクール最優秀賞受賞作品。下記の年金啓発用グッズのパッケージにも採用されている

若い世代の人たちに年金制度に関心を持っていたかくことの重要性についてお聞かせください。

これからの年金制度を支えていく中・高校生に社会保障としての年金制度の仕組みやその重要性について理解してもらう事業は非常に大切です。ポスター、習字コンクールなどを通して、若者世代が年金制度について考えるきっかけとなってくれば、という思いで行っています。社会保険庁が行っていた年金作品コンクールに代わる事業がない今、町が主体となって実施し、若者に年金制度について考えてほしいと思っています。これだけ年金問題が取り上げられている今、学習する機会を設けることはとても大切なことと考えています。

年金の仕組みや基本的理念について興味、関心をもってもらうことは、納付率の向上とともに、安心して暮らせる社会の実現にもつながります。自分が誰かのために役立ち、いずれ自分も誰かに支えてもらうという年金制度の仕組みを理解することは、『自分はひとりで生活して

いるわけではない』ということを知り、若者が人との関わりについて考えるきっかけになります。さらに、年金制度は老後の年金だけでなく、もしもの障害年金、遺族年金の保障にも備えているので、年金制度について関心をもってもらいたいと思います。

住所の変更時（転入・転出・



新成人に配布する年金啓発用グッズ

のうちの記録訂正を行った件数は三百件を上回りました。死亡の場合、配偶者の状況なども含め、すべての記録を確認します。その後の記号番号登録、裁定請求も含め、遠くの年金事務所まで足を運ぶ必要はなく、町

転居）や社会保険の加入・離脱時の手続き来庁時に可搬型窓口装置を活用し、納付の勧奨や口座振替の推進、免除制度の説明、すべての記録の点検を行い、お一人おひとりに的確な事務処理を行っています。管轄の年金事務所が遠方のため、厚生年金、国民年金すべての裁定請求についての相談（老齢・障害・遺族・未支給）を行います。

また、可搬型窓口装置を活用し、年金記録問題の相談を行っています。平成二〇年五月～二年一二月までに可搬型窓口装置を用いて相談した件数は、人口二万四千人のうち、二千七百件。そのうち記録訂正を行った件数は三百件を上回りました。死亡の場合、配偶者の状況なども含め、すべての記録を確認します。その後の記号番号登録、裁定請求も含め、遠くの年金事務所まで足を運ぶ必要はなく、町

民の利便性は向上しています。一方、各地域局の窓口担当者が共通認識を持つために、ひと月に一回程度の年金勉強会を開催しています。旧社会保険事務局主催の研修会や年金事務所単位の意見交換会などに代わるものが開催されていないからです。このままでは町民にもっと身近な場所で国民年金の業務を担う市町村の年金担当者レベルや士気が低下してしまします。少なくとも新任研修、一般研修や近隣市町との事務事業の確認を含めた意見交換などを年金事務所主催で開催してほしいと思います。現在の業務の流れでは、年金事務所と日本年金機構の責任の所在があいまいで、研修だけでなく、さまざまな事業についてもきめ細やかな体制が構



小牧副課長（左）と大西さん（右）

築できていません。

また、収納事務は年金制度の核となるものです。そのもっとも大切な仕事を「官から民へ」という流れや「費用対効果」などを理由に民間に任せてしまっているように感じます。民間は、利潤の追求が不可欠です。その前提においては多可町のようない町はどうしても二の次にされてしまいがちです。未納者に意味なく督促しても収納率は上げられません。誠実に年金制度を説明し、理解してもらう中で初めて納付意欲が生まれるのではないのでしょうか。それは民間企業では困難だと言わざるを得ません。

収納事務が国に移管してしまっただけで、私たちができる協力・連携事業に全力で取組み、誰もが年金を受給し、安心して暮らせる社会を構築するために日々精進していきたいと思っています。



優秀賞受賞作品（中学1年生）



優秀賞受賞作品（中学3年生）



年金事務所

**武雄ファミリー『TKO37』は
ポジティブシンキング&ネバーギブアップ**

今回訪問した年金事務所は佐賀県武雄市にある武雄年金事務所である。
佐賀県には、佐賀、唐津、武雄の三つの年金事務所がある。武雄市といえば、一三〇〇年の歴史をもつ武雄温泉で有名な温泉町であるとともに、焼物で有名な唐津市、伊万里市、有田町とも隣接して、焼物業が盛んな町でもあり、たくさんのお客さんが存在している。



武雄年金事務所

武雄年金事務所の管内には、武雄市、鹿島市、嬉野市の三市と、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町の五町がある。武雄年金事務所では、所長以下三七名の職員が働いている。

民間のノウハウよりも 全体の一体感が大事

武雄年金事務所の渡邊昇逸（わたなべしゅういつ）所長は、民間企業出身の年金事務所長である。大学卒業後一八年間大手証券会社に勤めていた。証券会社退職後は、千葉県内の病院で一二年間病院事務の仕事に従事した。日本年金機構発足にあたり、管理職に応募して採用された。家族を千葉に残し、武雄には単身赴任である。

渡邊所長は武雄事務所の所長に就任するにあたって次のような気持ちで臨んだという。

「年金記録問題以来、職員の人たちは元気がないのではないかと考えていました。しかし、



渡邊所長

私自身は、仕事は気持でするものだと思っていますので、職員の一体感の醸成と士気高揚ができれば、すべて業務はうまくいくと考えていました。赴任してみると、職員はみなまじめで、しっかりと聞く耳をもち、レベルはかなり高いと肌で感じましたので、全体の一体感があればものすごい力を発揮するものと思いました」。

渡邊所長は、民間企業のノウハウよりも、全体の一体感こそが大事だと考えている。

ファミリーとしての きずなを大切に

渡邊所長は、赴任当初から朝礼など機会あるごとに、「私たちは武雄年金事務所の家族です。喜びも苦しみもみなで分かち合い、住民のために最高のサービスを提供しましょう」と言い続けてきた。渡邊所長は、全職員の喜ぶ顔が見たくて、職員の誕生日には臨時朝礼を開き、誕生日プレゼントを贈って、みなでお祝いしている。職員からお客様目線での提案があった場合にはどんどん実行することにも、職員には全員の面接を実施し、不安に思うことなどを積極的に聞くようにしている。

そのなかで最も効果的なのが

昨年の四月から実施している業務日報である。「業務日報は、提案してから実施に移るまで二か月かかりましたが、始まってしまつと、全員まじめに正直に気持ちを書いてくれています。私自身も、二時間くらいかけて毎日まじめにコメントの記入を行っています。私が書けば、必ず職員もそれに応えるように毎日書いてくれます」という。

渡邊所長の考え方の基本は、プラス思考で前向きに、明るく元気に働き、けっしてあきらめないことである。「何事も気の持ちようで変わります。良い方向に、ポジティブシンキング&ネバーギブアップでいけば、モチベーションは必ず上がるものです」。

三七名の全職員が武雄ファミリーとして一体となる『TKO37』とは、こうした考え方に裏打ちされているのだろう。

年金制度の素晴らしさを もっとアピールすべき

証券会社出身の所長であるためか、国民年金について渡邊所長はこう語る。

「証券会社の経験から、国民年金の商品としての素晴らしさをもっとアピールすべきだと思います。保険料を四八〇月納めても、実際にはほぼ一〇年で元

金を回収でき、その後はぐくなくなるまで支給されるシステムになっています。公的年金制度の広報については、受給者にばかり目を向け過ぎる感じがします。しかし、もっと被保険者のメリットを強調すべきではないでしょうか」。

こうした発想の切り替えは渡邊所長のポジティブシンキングの現れの一つである。

「日本年金機構は発足して一年ですが、最初はこの組織も混乱していますので、今までの混乱は特別なことではないと思います。機構本部もブロック本部も聞く耳をもち、なんとか良くなり、改善も比較早いし、やる気が頑張っている人がたくさんいますので、日本一良い組織になると思います」。

常にプラス思考で前向き、けっしてあきらめない。だからこそすべての分野で成果が出てくるものと確信しているという。

渡邊所長を中心に武雄ファミリー三七名、『TKO37』は大きな力を発揮する。



「相談してよかった」という 対応を全職員で

副所長

中村好宏（なかむらよしひろ）副所長は、機構発足後の一年を振り返り、「機構発足当初は業務繁忙やシステム刷新もあって、混乱していたのも事実です。しかし、規模が小さい事務所だけにまだよかったかもしれせん」と語る。そして、そのようななかであっても、所長が明るくて、話がしやすいので大いに助かったという。

厚生年金徴収課長

人材育成という副所長に課せられた責務を果たすべく、「お客様から相談してよかったなど思っていただけのような対応ができるように、職員一人一人が専門的な知識だけでなく、全般的な対応ができるような職場を全職員で目指して行きたい」と抱負を述べる。

厚生年金適用調査課長

厚生年金適用調査課は庶務的業務をもこなさなければならぬ。相島授一朗（あいしじまじゅいちろう）課長は、当初は、庶務と適用調査との業務上の切替えに苦労したという。

「庶務の仕事は内部的な業務を予定どおりに適切に対処するだけです。

適用調査の業務については、適用対象となった事業所の事務処理がきちんと回るように安定した加入勧奨から総合調査への流れを構築できるようにしたいです」という。そして「未加入事業主の方々には、適用というところが法的な義務なのだという感覚が乏しいように思われます。この点の広報がもっと必要かもしれません」と述べる。

厚生年金徴収課長

厚生年金徴収課の古川貴徳（ふるかわたかのり）課長は、「事業所には毎月発生分の納期内納付の徹底と、滞納分については納入計画を立ていただき、履行厳守をお願いしています。前年度の差押え件数は約六〇件ありました。実施の前段階で来所通知や予告など、手順を踏んで実施しましたという。徴収課長として、「公的年金制度は保険料の納付を前提に成り立っているものです。国民の安心と信頼を約束する制度の構築のためにも、公平公正な立場で今後とも適切な対応をしていきたいです」と語る。

国民年金課長

国民年金課の百武秀仁（ひゃくたけひでひと）課長は、納付率が六〇％を下回ったことについてこう述べる。

「市場化テストを通じてのことですので、事務所からは細かな情報提供を行って、細やかな督

促を実施していくしかないのか、というのが率直な思いです」。

市場化テストの業者とは、事務センターで月一回定例会議を行っているが、国民年金推進員経験者を活用するなどの対策を講じているという。

今後の抱負について、「国民年金の被保険者の目線に立って制度の説明等をしていきたいです。そして、不信任を払拭させて、対前年比の納付率がマイナスにならないように努力していきたいです」と話す。

お客様相談室長

お客様相談室では、待ち時間が三〇分を超えないように工夫をしている。相良幾久美（さがいくみ）室長は、「相談には常時三人が対応していますが、お客様が三人以上待つことになったときには室内の他の職員に応援をお願いしています」という。来所相談のほかにも、有田町と鹿島市でそれぞれ月二回、予約制の出張相談を行っており、職員を派遣している。さらに、老健施設等で働く人が増えている昨今、管内で五〇名以上収容している老健施設へ出向いて、その施設の職員を対象に、亡くなった人の家族のための出張相談を行っているという。

「目の前の仕事も大事ですが、一歩二歩前を見た仕事も大事だと思います。老健施設の職員向けの相談も、今後はもっと収容規模の小さい施設を対象に進めていきたいです」と、所長のポジティブシンキングを体現しているかのようだ。

国民年金基金と確定申告

国民年金基金では、加入者（掛金および受給者（給付））について、それぞれ税制上の優遇措置が設けられています。二月一六日から確定申告が始まります。確定申告にあたって、国民年金基金の税制上の優遇措置について紹介します。

●掛金に対する優遇措置

国民年金基金の掛金は、税制上、その全額が社会保険料控除の対象となります。これに対して、一般の個人年金では、所得税で最高年五万円（住民税で最高年三・五万円）が所得控除されるだけです。

確定申告の際、「社会保険料控除証明書」を添付して所得控除の申請をすると、国民年金基金の掛金額分の所得が控除され、所得税や住民税が軽減されます。そのために、掛金額が実質的に安くなります。

具体的には、年間の掛金額に所得税および住民税の合算税率をかけた額が減税額相当となり、年間の掛金額からこの減税額相当を差し引いた額が、実質掛金額となります。

たとえば、男子で三五歳〇月で一口めのA型に加入した場合の掛金についてみてみます。

男子で三五歳〇月で加入した一口めA型の掛金月額は一、七四〇円です。年間の掛金額は一四〇、八八〇円となります。この人の課税所得金額（総

所得金額から各種控除額を控除した額）が、仮に三〇〇万円であるとする、所得税と住民税の合算税率は二〇％となります（ $(140,880円 - 140,880円 \times 20\%) \div 12月 = 9,392円$ となり、実質掛金額は月額九、三九二円となります）。

また、この人の課税所得金額が、仮に五〇〇万円であるとする、所得税と住民税の合算税率は三〇％となりますので（ $140,880円 - 140,880円 \times 30\% \div 12月 = 8,218円$ となり、実質掛金額は月額八、二一八円となります）。

なお、世帯主が、生計を同一にしている配偶者、親族のために支払った掛金も、世帯主自身の社会保険料控除の対象となります。

この控除を受けるのに必要な「社会保険料控除証明書」は、毎年一月に送付されています。

●給付に対する優遇措置

国民年金基金から支給される年金は、国民年金や厚生年金などの年金とともに、雑所得として所得税がかかります（ただし、遺族一時金については、非課税となります）。

これらの公的年金は、税制上、公的年金等控除の対象となり、年金の収入金額から公的年金等控除額を差し引いた金額が雑所得として課税されます。公的年金等に該当しない一般の個

人年金には、このような控除がないため、年金額が単なる雑所得として課税されます。

六五歳未満の人の場合、公的年金等の収入金額の合計額が七〇万円以下の場合には所得金額は〇円となり、六五歳以上の人の場合、一一〇万円以下の場合には所得金額は〇円となります。

国民年金基金の年金額が一定額以上の人には、各支払月に支払われる年金額から所得税が源泉徴収されます。具体的には、六〇歳以上の人で一〇八万円以上の年金を受けている場合、また六五歳以上の人で八〇万円以上の年金を受けている場合は、それぞれ所得税が源泉徴収されます。これらの人には、毎年一月に、前年の一月から二月まで支給された年金額と源泉徴収額が記載された「源泉徴収票」が送付されています。

国民年金基金以外からの年金を受けている人や給与所得がある人は、確定申告が必要になります。確定申告をする際には、「源泉徴収票」の添付が義務付けられています。また、「源泉徴収票」の再交付を希望するときは、「国民年金基金源泉徴収票再交付申請書」を提出すれば、「源泉徴収票」を再交付してもらえます。

※所得税に関する詳しい内容については、最寄りの税務署でご相談ください。

平成22年度と23年度の年金額の比較

平成三三年度は、平成一八年度以来五年ぶりの年金額の改定が行われることとなった。

年金額は平成一六年の法律改正によって改定されたが、この平成一六年改正価格と一六年改正前の「従前額」とを比較して、どちらが高額なほうの年金が支給されることになっている。

平成一六年一〇月以後、引き続いて「従前額」が支給されているが、平成三三年度においてもこの従前額による年金が支給される。

●三三年度の年金額は〇・四％の引下げ

ただし、この従前額では、一年間の物価指数（全国消費者物価指数）が上昇したときには改定されず、物価が下落したときにのみ、翌年度から減額改定されることになっている。

平成三三年の物価指数は前年に比べて〇・七％の下落となった。ただし、前回の年金額改定の基準となる平成一七年の物価の基準に比べて〇・四％の下落となるため、平成三三年度の年金額は、前年度までに比べ〇・四％の引下げとなった。その結果、平成三三年度の物価スライド率は前年度までの〇・九八五から〇・九八一となった。

また、平成三三年度の老齢基礎年金の額等は、平成一二年法定価格に〇・九八一の物価スライド率を乗じて一〇〇円で四捨五入して算出されることになっている。具体的には、老齢基礎年金の場合、 $80,4200円 \times 0.981 = 788,900円$ となる。

なお、一級の障害基礎年金の額は、二級の障害基礎年金の額を一・二五倍した額を百円で四捨五入して算出される。

●主な年金額（年額）の改定の推移

	平成 12 年法定 価格	平成 18 ～ 22 年 度までの価格	平成 23 年度 価格
物価スライド率	—	0.985	0.981
老 齢 基 礎 年 金、2 級 の 障 害 基 礎 年 金、 遺 族 基 礎 年 金 の 基 本 額	804,200 円	792,100 円	788,900 円
1 級 の 障 害 基 礎 年 金	1,005,300 円	990,100 円	986,100 円
配 偶 者、第 1 子・ 第 2 子 の 加 算 額、 加 給 年 金 額	231,400 円	227,900 円	227,000 円
第 3 子 以 降 の 加 算 額、加 給 年 金 額	77,100 円	75,900 円	75,600 円
老 齢 厚 生 年 金 の 配 偶 者 加 給 年 金 額 の 特 別 加 算（受 給 権 者 の 生 年 月 日 に 応 じ て）	34,100 円～ 170,700 円	33,600 円～ 168,100 円	33,500 円～ 167,500 円

国民年金にゆとりをプラス。 自分で入る公的な個人年金。

老後までトク

- ◎掛金は全額所得控除。
- ◎掛金は自由に設定。

※口数単位での設定になります。また、途中での変更も可能です。

老後からラク

- ◎基本は終身年金。だから、一生涯お受取り。
- ◎万が一の時にはご家族に一時金も。

※年金受給前または保証期間内にお亡くなりになった場合。（B型を除きます。）

自営業者の方にもサラリーマンなみの老後保障を。

ご相談・お問い合わせ・資料請求は——

フリーダイヤル

ローゴ ヨイクニ

☎0120-65-4192

※地域によっては携帯電話からはつながらない場合があります。

国民年金基金

ご職業ごとに参加できる職能型もあります。
くわしくはホームページをご覧ください。

www.npfa.or.jp

貫地谷しほり
2009年
加入しました！



国民年金保険料の前納額は予定額です。告示後に変更がある場合は、年金広報3月号にてお知らせします。

別表第一（第二条第一項関係）〔1年間の保険料を前納する場合〕

前納する月	平成23年 4 月
前 納 額	177,040円

別表第二（第二条第一項関係）〔 6 月間の保険料を前納する場合〕

前納する月	平成23年 4 月から平成23年10月までの月
前 納 額	89,390円

別表第三（第二条第二項関係）〔平成24年 3 月までの期間のすべての保険料を前納する場合〕

前納する月	平成23年										平成24年		
	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
前 納 額	円 191,560	円 177,040	円 162,550	円 148,010	円 133,430	円 118,800	円 104,120	円 89,390	円 74,610	円 59,790	円 44,910	円 29,990	円 15,020

別表第四（第二条第三項関係）〔平成24年 3 月までの間に法第 9 条第 3 号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでのすべての期間の保険料を前納する場合〕

資格喪失 予定年月			法第 9 条第 3 号該当により資格喪失する者の 生年月日	前 納 す る 月											
				平成23年										平成24年	
				3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
平成 23 年	4 月	昭和26年 4 月 2 日から昭和26年 5 月 1 日までに生まれた者		円 15,100	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —
	5 月	昭和26年 5 月 2 日から昭和26年 6 月 1 日までに生まれた者		30,070	15,020	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	6 月	昭和26年 6 月 2 日から昭和26年 7 月 1 日までに生まれた者		44,990	29,990	15,020	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	7 月	昭和26年 7 月 2 日から昭和26年 8 月 1 日までに生まれた者		59,870	44,910	29,990	15,020	—	—	—	—	—	—	—	—
	8 月	昭和26年 8 月 2 日から昭和26年 9 月 1 日までに生まれた者		74,690	59,790	44,910	29,990	15,020	—	—	—	—	—	—	—
	9 月	昭和26年 9 月 2 日から昭和26年10月 1 日までに生まれた者		89,470	74,610	59,790	44,910	29,990	15,020	—	—	—	—	—	—
	10 月	昭和26年10月 2 日から昭和26年11月 1 日までに生まれた者		104,200	89,390	74,610	59,790	44,910	29,990	15,020	—	—	—	—	—
	11 月	昭和26年11月 2 日から昭和26年12月 1 日までに生まれた者		118,880	104,120	89,390	74,610	59,790	44,910	29,990	15,020	—	—	—	—
	12 月	昭和26年12月 2 日から昭和27年 1 月 1 日までに生まれた者		133,510	118,800	104,120	89,390	74,610	59,790	44,910	29,990	15,020	—	—	—
平成 24 年	1 月	昭和27年 1 月 2 日から昭和27年 2 月 1 日までに生まれた者		148,090	133,430	118,800	104,120	89,390	74,610	59,790	44,910	29,990	15,020	—	—
	2 月	昭和27年 2 月 2 日から昭和27年 3 月 1 日までに生まれた者		162,630	148,010	133,430	118,800	104,120	89,390	74,610	59,790	44,910	29,990	15,020	—
	3 月	昭和27年 3 月 2 日から昭和27年 4 月 1 日までに生まれた者		177,120	162,550	148,010	133,430	118,800	104,120	89,390	74,610	59,790	44,910	29,990	15,020

別表第五（第二条第三項関係）〔平成24年 3 月までの間に法附則第 5 条第 6 項第 1 号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでのすべての期間の保険料を前納する場合〕

資格喪失 予定年月			法附則第 5 条第 6 項第 1 号該当により資格喪失する者の生年月日	前 納 す る 月											
				平成23年										平成24年	
				3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
平成 23 年	4 月	昭和21年 4 月 2 日から昭和21年 5 月 1 日までに生まれた者		円 15,100	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —
	5 月	昭和21年 5 月 2 日から昭和21年 6 月 1 日までに生まれた者		30,070	15,020	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	6 月	昭和21年 6 月 2 日から昭和21年 7 月 1 日までに生まれた者		44,990	29,990	15,020	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	7 月	昭和21年 7 月 2 日から昭和21年 8 月 1 日までに生まれた者		59,870	44,910	29,990	15,020	—	—	—	—	—	—	—	—
	8 月	昭和21年 8 月 2 日から昭和21年 9 月 1 日までに生まれた者		74,690	59,790	44,910	29,990	15,020	—	—	—	—	—	—	—
	9 月	昭和21年 9 月 2 日から昭和21年10月 1 日までに生まれた者		89,470	74,610	59,790	44,910	29,990	15,020	—	—	—	—	—	—
	10 月	昭和21年10月 2 日から昭和21年11月 1 日までに生まれた者		104,200	89,390	74,610	59,790	44,910	29,990	15,020	—	—	—	—	—
	11 月	昭和21年11月 2 日から昭和21年12月 1 日までに生まれた者		118,880	104,120	89,390	74,610	59,790	44,910	29,990	15,020	—	—	—	—
	12 月	昭和21年12月 2 日から昭和22年 1 月 1 日までに生まれた者		133,510	118,800	104,120	89,390	74,610	59,790	44,910	29,990	15,020	—	—	—
平成 24 年	1 月	昭和22年 1 月 2 日から昭和22年 2 月 1 日までに生まれた者		148,090	133,430	118,800	104,120	89,390	74,610	59,790	44,910	29,990	15,020	—	—
	2 月	昭和22年 2 月 2 日から昭和22年 3 月 1 日までに生まれ		162,630	148,010	133,430	118,800	104,120	89,390	74,610	59,790	44,910	29,990	15,020	—
	3 月	昭和22年 3 月 2 日から昭和22年 4 月 1 日までに生まれた者		177,120	162,550	148,010	133,430	118,800	104,120	89,390	74,610	59,790	44,910	29,990	15,020

別表第六（第二条第三項関係）〔平成24年 3 月までの間に法附則第 5 条第 6 項第 4 号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでのすべての期間の保険料を前納する場合〕

法附則第 5 条第 6 項第 4 号該当により資格喪失する者の資格喪失予定年月			前 納 す る 月											
			平成23年										平成24年	
			3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
平成 23 年	4 月		円 15,100	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —
	5 月		30,070	15,020	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	6 月		44,990	29,990	15,020	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	7 月		59,870	44,910	29,990	15,020	—	—	—	—	—	—	—	—
	8 月		74,690	59,790	44,910	29,990	15,020	—	—	—	—	—	—	—
	9 月		89,470	74,610	59,790	44,910	29,990	15,020	—	—	—	—	—	—
	10 月		104,200	89,390	74,610	59,790	44,910	29,990	15,020	—	—	—	—	—
	11 月		118,880	104,120	89,390	74,610	59,790	44,910	29,990	15,020	—	—	—	—
	12 月		133,510	118,800	104,120	89,390	74,610	59,790	44,910	29,990	15,020	—	—	—
平成 24 年	1 月		148,090	133,430	118,800	104,120	89,390	74,610	59,790	44,910	29,990	15,020	—	—
	2 月		162,630	148,010	133,430	118,800	104,120	89,390	74,610	59,790	44,910	29,990	15,020	—
	3 月		177,120	162,550	148,010	133,430	118,800	104,120	89,390	74,610	59,790	44,910	29,990	15,020

別表第七（第二条第三項関係）〔平成24年3月までの間に平成6年改正法附則第11条第7項第3号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでのすべての期間の保険料を前納する場合〕

平成6年改正法附則第11条第7項第3号該当により資格喪失する者の資格喪失予定年月		前 納 す る 月											
		平成23年										平成24年	
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
平成23年	4 月	円 15,100	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —
	5 月	30,070	15,020	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	6 月	44,990	29,990	15,020	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	7 月	59,870	44,910	29,990	15,020	—	—	—	—	—	—	—	—
	8 月	74,690	59,790	44,910	29,990	15,020	—	—	—	—	—	—	—
	9 月	89,470	74,610	59,790	44,910	29,990	15,020	—	—	—	—	—	—
	10 月	104,200	89,390	74,610	59,790	44,910	29,990	15,020	—	—	—	—	—
	11 月	118,880	104,120	89,390	74,610	59,790	44,910	29,990	15,020	—	—	—	—
	12 月	133,510	118,800	104,120	89,390	74,610	59,790	44,910	29,990	15,020	—	—	—
平成24年	1 月	148,090	133,430	118,800	104,120	89,390	74,610	59,790	44,910	29,990	15,020	—	—
	2 月	162,630	148,010	133,430	118,800	104,120	89,390	74,610	59,790	44,910	29,990	15,020	—
	3 月	177,120	162,550	148,010	133,430	118,800	104,120	89,390	74,610	59,790	44,910	29,990	15,020

別表第八（第二条第三項関係）〔平成24年3月までの間に平成6年改正法附則第11条第7項第4号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでのすべての期間の保険料を前納する場合〕

資格喪失予定年月		平成6年改正法附則第11条第7項第4号該当により資格喪失する者の生年月日		前 納 す る 月									
				平成23年								平成24年	
				3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成23年	4 月	昭和16年4月2日から昭和16年5月1日までに生まれた者	円 15,100	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —
	5 月	昭和16年5月2日から昭和16年6月1日までに生まれた者	30,070	15,020	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	6 月	昭和16年6月2日から昭和16年7月1日までに生まれた者	44,990	29,990	15,020	—	—	—	—	—	—	—	—
	7 月	昭和16年7月2日から昭和16年8月1日までに生まれた者	59,870	44,910	29,990	15,020	—	—	—	—	—	—	—
	8 月	昭和16年8月2日から昭和16年9月1日までに生まれた者	74,690	59,790	44,910	29,990	15,020	—	—	—	—	—	—
	9 月	昭和16年9月2日から昭和16年10月1日までに生まれた者	89,470	74,610	59,790	44,910	29,990	15,020	—	—	—	—	—
	10 月	昭和16年10月2日から昭和16年11月1日までに生まれた者	104,200	89,390	74,610	59,790	44,910	29,990	15,020	—	—	—	—
	11 月	昭和16年11月2日から昭和16年12月1日までに生まれた者	118,880	104,120	89,390	74,610	59,790	44,910	29,990	15,020	—	—	—
	12 月	昭和16年12月2日から昭和17年1月1日までに生まれた者	133,510	118,800	104,120	89,390	74,610	59,790	44,910	29,990	15,020	—	—
平成24年	1 月	昭和17年1月2日から昭和17年2月1日までに生まれた者	148,090	133,430	118,800	104,120	89,390	74,610	59,790	44,910	29,990	15,020	—
	2 月	昭和17年2月2日から昭和17年3月1日までに生まれた者	162,630	148,010	133,430	118,800	104,120	89,390	74,610	59,790	44,910	29,990	15,020
	3 月	昭和17年3月2日から昭和17年4月1日までに生まれた者	177,120	162,550	148,010	133,430	118,800	104,120	89,390	74,610	59,790	44,910	29,990

別表第九（第三条第一項関係）〔6月間の四分の三保険料を前納する場合〕

前納する月	平成23年7月から平成23年10月までの月
前 納 額	67,070円

別表第十（第三条第二項関係）〔平成23年6月までの期間のすべての四分の三保険料を前納する場合〕

前納する月	平成23年			
	3 月	4 月	5 月	6 月
前 納 額	円 44,920	円 33,700	円 22,500	円 11,270

別表第十一（第三条第二項関係）〔平成24年3月までの期間のすべての四分の三保険料を前納する場合〕

前納する月	平成23年						平成24年		
	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
前 納 額	円 100,120	円 89,140	円 78,120	円 67,070	円 55,980	円 44,860	円 33,700	円 22,500	円 11,270

別表第十二（第三条第三項関係）〔平成23年7月までの間に法第9条第3号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでのすべての四分の三保険料を前納する場合〕

資格喪失予定年月	法第9条第3号該当により資格喪失する者の生年月日		前 納 す る 月			
			平成23年			
			3月	4月	5月	6月
平成23年	4 月	昭和26年4月2日から昭和26年5月1日までに生まれた者	円 11,300	円 —	円 —	円 —
	5 月	昭和26年5月2日から昭和26年6月1日までに生まれた者	22,560	11,270	—	—
	6 月	昭和26年6月2日から昭和26年7月1日までに生まれた者	33,760	22,500	11,270	—
	7 月	昭和26年7月2日から昭和26年8月1日までに生まれた者	44,920	33,700	22,500	11,270

別表第十三（第三条第三項関係）〔平成24年3月までの間に法第9条第3号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでのすべての四分の三保険料を前納する場合〕

資格喪失予定年月	法第9条第3号該当により資格喪失する者の生年月日		前 納 す る 月							
			平成23年						平成24年	
			7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
平成23年	8 月	昭和26年8月2日から昭和26年9月1日までに生まれた者	円 11,270	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —
	9 月	昭和26年9月2日から昭和26年10月1日までに生まれた者	22,500	11,270	—	—	—	—	—	—
	10 月	昭和26年10月2日から昭和26年11月1日までに生まれた者	33,700	22,500	11,270	—	—	—	—	—
	11 月	昭和26年11月2日から昭和26年12月1日までに生まれた者	44,860	33,700	22,500	11,270	—	—	—	—
	12 月	昭和26年12月2日から昭和27年1月1日までに生まれた者	55,980	44,860	33,700	22,500	11,270	—	—	—
平成24年	1 月	昭和27年1月2日から昭和27年2月1日までに生まれた者	67,070	55,980	44,860	33,700	22,500	11,270	—	—
	2 月	昭和27年2月2日から昭和27年3月1日までに生まれた者	78,120	67,070	55,980	44,860	33,700	22,500	11,270	—
	3 月	昭和27年3月2日から昭和27年4月1日までに生まれた者	89,140	78,120	67,070	55,980	44,860	33,700	22,500	11,270

別表第十四（第四条第一項関係）〔6月間の半額保険料を前納する場合〕

前納する月	平成23年7月から平成23年10月までの月
前納額	44,690円

別表第十五（第四条第二項関係）〔平成23年6月までの期間のすべての半額保険料を前納する場合〕

前納する月	平成23年			
	3月	4月	5月	6月
前納額	円 29,930	円 22,460	円 15,000	円 7,510

別表第十六（第四条第二項関係）〔平成24年3月までの期間のすべての半額保険料を前納する場合〕

前納する月	平成23年						平成24年		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前納額	円 66,710	円 59,400	円 52,060	円 44,690	円 37,310	円 29,890	円 22,460	円 15,000	円 7,510

別表第十七（第四条第三項関係）〔平成23年7月までの間に法第9条第3号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでのすべての半額保険料を前納する場合〕

資格喪失 予定年月		法第9条第3号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月			
			平成23年			
平成23年	4月	昭和26年4月2日から昭和26年5月1日までに生まれた者	円 7,550	円 —	円 —	円 —
	5月	昭和26年5月2日から昭和26年6月1日までに生まれた者	15,040	7,510	—	—
	6月	昭和26年6月2日から昭和26年7月1日までに生まれた者	22,500	15,000	7,510	—
	7月	昭和26年7月2日から昭和26年8月1日までに生まれた者	29,930	22,460	15,000	7,510

別表第十八（第四条第三項関係）〔平成24年3月までの間に法第9条第3号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでのすべての半額保険料を前納する場合〕

資格喪失 予定年月		法第9条第3号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月							
			平成23年						平成24年	
平成23年	8月	昭和26年8月2日から昭和26年9月1日までに生まれた者	円 7,510	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —
	9月	昭和26年9月2日から昭和26年10月1日までに生まれた者	15,000	7,510	—	—	—	—	—	—
	10月	昭和26年10月2日から昭和26年11月1日までに生まれた者	22,460	15,000	7,510	—	—	—	—	—
	11月	昭和26年11月2日から昭和26年12月1日までに生まれた者	29,890	22,460	15,000	7,510	—	—	—	—
	12月	昭和26年12月2日から昭和27年1月1日までに生まれた者	37,310	29,890	22,460	15,000	7,510	—	—	—
平成24年	1月	昭和27年1月2日から昭和27年2月1日までに生まれた者	44,690	37,310	29,890	22,460	15,000	7,510	—	—
	2月	昭和27年2月2日から昭和27年3月1日までに生まれた者	52,060	44,690	37,310	29,890	22,460	15,000	7,510	—
	3月	昭和27年3月2日から昭和27年4月1日までに生まれた者	59,400	52,060	44,690	37,310	29,890	22,460	15,000	7,510

別表第十九（第五条第一項関係）〔6月間の四分の一保険料を前納する場合〕

前納する月	平成23年7月から平成23年10月までの月
前納額	22,380円

別表第二十（第五条第二項関係）〔平成23年6月までの期間のすべての四分の一保険料を前納する場合〕

前納する月	平成23年			
	3月	4月	5月	6月
前納額	円 14,990	円 11,240	円 7,510	円 3,760

別表第二十一（第五条第二項関係）〔平成24年3月までの期間のすべての四分の一保険料を前納する場合〕

前納する月	平成23年						平成24年		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前納額	円 33,400	円 29,740	円 26,060	円 22,380	円 18,680	円 14,970	円 11,240	円 7,510	円 3,760

別表第二十二（第五条第三項関係）〔平成23年7月までの間に法第9条第3号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでのすべての四分の一保険料を前納する場合〕

資格喪失 予定年月		法第9条第3号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月			
			平成23年			
平成23年	4月	昭和26年4月2日から昭和26年5月1日までに生まれた者	円 3,780	円 —	円 —	円 —
	5月	昭和26年5月2日から昭和26年6月1日までに生まれた者	7,530	3,760	—	—
	6月	昭和26年6月2日から昭和26年7月1日までに生まれた者	11,260	7,510	3,760	—
	7月	昭和26年7月2日から昭和26年8月1日までに生まれた者	14,990	11,240	7,510	3,760

別表第二十三（第五条第三項関係）〔平成24年3月までの間に法第9条第3号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでのすべての四分の一保険料を前納する場合〕

資格喪失 予定年月		法第9条第3号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月							
			平成23年						平成24年	
平成23年	8月	昭和26年8月2日から昭和26年9月1日までに生まれた者	円 3,760	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —
	9月	昭和26年9月2日から昭和26年10月1日までに生まれた者	7,510	3,760	—	—	—	—	—	—
	10月	昭和26年10月2日から昭和26年11月1日までに生まれた者	11,240	7,510	3,760	—	—	—	—	—
	11月	昭和26年11月2日から昭和26年12月1日までに生まれた者	14,970	11,240	7,510	3,760	—	—	—	—
	12月	昭和26年12月2日から昭和27年1月1日までに生まれた者	18,680	14,970	11,240	7,510	3,760	—	—	—
平成24年	1月	昭和27年1月2日から昭和27年2月1日までに生まれた者	22,380	18,680	14,970	11,240	7,510	3,760	—	—
	2月	昭和27年2月2日から昭和27年3月1日までに生まれた者	26,060	22,380	18,680	14,970	11,240	7,510	3,760	—
	3月	昭和27年3月2日から昭和27年4月1日までに生まれた者	29,740	26,060	22,380	18,680	14,970	11,240	7,510	3,760

別表第二十四（第六条第一項関係）〔1年間の付加保険料を前納する場合〕

前納する月	平成23年4月
前納額	4,710円

別表第二十五（第六条第一項関係）〔6月間の付加保険料を前納する場合〕

前納する月	平成23年4月から平成23年10月までの月
前納額	2,380円

別表第二十六（第六条第二項関係）〔平成24年3月までの期間のすべての付加保険料を前納する場合〕

前納する月	平成23年										平成24年		
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前納額	円 5,100	円 4,710	円 4,330	円 3,940	円 3,550	円 3,160	円 2,770	円 2,380	円 1,990	円 1,590	円 1,200	円 800	円 400

別表第二十七（第六条第三項関係）〔平成24年 3 月までの間に法第 9 条第 3 号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでのすべての期間の付加保険料を前納する場合〕

資格喪失 予定年月			前 納 す る 月											
			平成23年											
			3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
平成23年	4 月	昭和26年 4 月 2 日から昭和26年 5 月 1 日までに生まれた者	円 400	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —
	5 月	昭和26年 5 月 2 日から昭和26年 6 月 1 日までに生まれた者	800	400	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	6 月	昭和26年 6 月 2 日から昭和26年 7 月 1 日までに生まれた者	1,200	800	400	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	7 月	昭和26年 7 月 2 日から昭和26年 8 月 1 日までに生まれた者	1,590	1,200	800	400	—	—	—	—	—	—	—	—
	8 月	昭和26年 8 月 2 日から昭和26年 9 月 1 日までに生まれた者	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—	—	—	—	—	—
	9 月	昭和26年 9 月 2 日から昭和26年10月 1 日までに生まれた者	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—	—	—	—	—
	10 月	昭和26年10月 2 日から昭和26年11月 1 日までに生まれた者	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—	—	—	—
	11 月	昭和26年11月 2 日から昭和26年12月 1 日までに生まれた者	3,160	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—	—	—
	12 月	昭和26年12月 2 日から昭和27年 1 月 1 日までに生まれた者	3,550	3,160	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—	—
平成24年	1 月	昭和27年 1 月 2 日から昭和27年 2 月 1 日までに生まれた者	3,940	3,550	3,160	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—
	2 月	昭和27年 2 月 2 日から昭和27年 3 月 1 日までに生まれた者	4,330	3,940	3,550	3,160	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—
	3 月	昭和27年 3 月 2 日から昭和27年 4 月 1 日までに生まれた者	4,710	4,330	3,940	3,550	3,160	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400

別表第二十八（第六条第三項関係）〔平成24年 3 月までの間に法附則第 5 条第 6 項第 1 号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでのすべての期間の付加保険料を前納する場合〕

資格喪失 予定年月			前 納 す る 月											
			平成23年											
			3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
平成23年	4 月	昭和21年 4 月 2 日から昭和21年 5 月 1 日までに生まれた者	円 400	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —
	5 月	昭和21年 5 月 2 日から昭和21年 6 月 1 日までに生まれた者	800	400	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	6 月	昭和21年 6 月 2 日から昭和21年 7 月 1 日までに生まれた者	1,200	800	400	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	7 月	昭和21年 7 月 2 日から昭和21年 8 月 1 日までに生まれた者	1,590	1,200	800	400	—	—	—	—	—	—	—	—
	8 月	昭和21年 8 月 2 日から昭和21年 9 月 1 日までに生まれた者	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—	—	—	—	—	—
	9 月	昭和21年 9 月 2 日から昭和21年10月 1 日までに生まれた者	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—	—	—	—	—
	10 月	昭和21年10月 2 日から昭和21年11月 1 日までに生まれた者	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—	—	—	—
	11 月	昭和21年11月 2 日から昭和21年12月 1 日までに生まれた者	3,160	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—	—	—
	12 月	昭和21年12月 2 日から昭和22年 1 月 1 日までに生まれた者	3,550	3,160	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—	—
平成24年	1 月	昭和22年 1 月 2 日から昭和22年 2 月 1 日までに生まれた者	3,940	3,550	3,160	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—
	2 月	昭和22年 2 月 2 日から昭和22年 3 月 1 日までに生まれた者	4,330	3,940	3,550	3,160	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—
	3 月	昭和22年 3 月 2 日から昭和22年 4 月 1 日までに生まれた者	4,710	4,330	3,940	3,550	3,160	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400

別表第二十九（第六条第三項関係）〔平成24年 3 月までの間に法附則第 5 条第 6 項第 4 号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでのすべての期間の付加保険料を前納する場合〕

法附則第 5 条第 6 項第 4 号該当により資格喪失する者の資格喪失予定年月			前 納 す る 月											
			平成23年											
			3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
平成23年	4 月		円 400	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —
	5 月		800	400	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	6 月		1,200	800	400	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	7 月		1,590	1,200	800	400	—	—	—	—	—	—	—	—
	8 月		1,990	1,590	1,200	800	400	—	—	—	—	—	—	—
	9 月		2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—	—	—	—	—
	10 月		2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—	—	—	—
	11 月		3,160	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—	—	—
	12 月		3,550	3,160	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—	—
平成24年	1 月		3,940	3,550	3,160	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—
	2 月		4,330	3,940	3,550	3,160	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—
	3 月		4,710	4,330	3,940	3,550	3,160	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400

別表第三十（第七条第一項関係）〔 1 年間の保険料を口座振替で前納する場合〕

前納する月	平成23年 4 月
前 納 額	176,460円

別表第三十一（第七条第一項関係）〔 6 月間の保険料を口座振替で前納する場合〕

前納する月	平成23年 4 月及び平成23年10月
前 納 額	89,100円

別表第三十二（第七条第二項関係）〔平成24年 3 月までの間に法第 9 条第 3 号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでのすべての期間の保険料を口座振替で前納する場合〕

資格喪失 予定年月			前 納 す る 月	
			平成23年	
			4月	10月
平成23年	5 月	昭和26年 5 月 2 日から昭和26年 6 月 1 日までに生まれた者	円 14,970	円 —
	6 月	昭和26年 6 月 2 日から昭和26年 7 月 1 日までに生まれた者	29,890	—
	7 月	昭和26年 7 月 2 日から昭和26年 8 月 1 日までに生まれた者	44,770	—
	8 月	昭和26年 8 月 2 日から昭和26年 9 月 1 日までに生まれた者	59,590	—
	9 月	昭和26年 9 月 2 日から昭和26年10月 1 日までに生まれた者	74,370	—
	10 月	昭和26年10月 2 日から昭和26年11月 1 日までに生まれた者	89,100	—
	11 月	昭和26年11月 2 日から昭和26年12月 1 日までに生まれた者	103,780	14,970
	12 月	昭和26年12月 2 日から昭和27年 1 月 1 日までに生まれた者	118,410	29,890
平成24年	1 月	昭和27年 1 月 2 日から昭和27年 2 月 1 日までに生まれた者	132,990	44,770
	2 月	昭和27年 2 月 2 日から昭和27年 3 月 1 日までに生まれた者	147,530	59,590
	3 月	昭和27年 3 月 2 日から昭和27年 4 月 1 日までに生まれた者	162,020	74,370

別表第三十三（第七条第二項関係）〔平成24年3月までの間に法附則第5条第6項第1号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでのすべての期間の保険料を口座振替で前納する場合〕

資格喪失 予定年月		法附則第5条第6項第1号該当により資格喪失する者の生年月日	前 納 す る 月	
			平成23年	
			4月	10月
平成23年	5 月	昭和21年5月2日から昭和21年6月1日までに生まれた者	円 14,970	円 —
	6 月	昭和21年6月2日から昭和21年7月1日までに生まれた者	29,890	—
	7 月	昭和21年7月2日から昭和21年8月1日までに生まれた者	44,770	—
	8 月	昭和21年8月2日から昭和21年9月1日までに生まれた者	59,590	—
	9 月	昭和21年9月2日から昭和21年10月1日までに生まれた者	74,370	—
	10 月	昭和21年10月2日から昭和21年11月1日までに生まれた者	89,100	—
	11 月	昭和21年11月2日から昭和21年12月1日までに生まれた者	103,780	14,970
	12 月	昭和21年12月2日から昭和22年1月1日までに生まれた者	118,410	29,890
平成24年	1 月	昭和22年1月2日から昭和22年2月1日までに生まれた者	132,990	44,770
	2 月	昭和22年2月2日から昭和22年3月1日までに生まれた者	147,530	59,590
	3 月	昭和22年3月2日から昭和22年4月1日までに生まれた者	162,020	74,370

別表第三十四（第七条第二項関係）〔平成24年3月までの間に法附則第5条第6項第4号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでのすべての期間の保険料を口座振替で前納する場合〕

法附則第5条第6項第4号該当により資格喪失する者の資格喪失予定年月		前 納 す る 月	
		平成23年	
		4月	10月
平成23年	5 月	円 14,970	円 —
	6 月	29,890	—
	7 月	44,770	—
	8 月	59,590	—
	9 月	74,370	—
	10 月	89,100	—
	11 月	103,780	14,970
	12 月	118,410	29,890
平成24年	1 月	132,990	44,770
	2 月	147,530	59,590
	3 月	162,020	74,370

別表第三十五（第七条第二項関係）〔平成24年3月までの間に平成6年改正法附則第11条第7項第3号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでのすべての期間の保険料を口座振替で前納する場合〕

平成6年改正法附則第11条第7項第3号該当により資格喪失する者の資格喪失予定年月		前 納 す る 月	
		平成23年	
		4月	10月
平成23年	5 月	円 14,970	円 —
	6 月	29,890	—
	7 月	44,770	—
	8 月	59,590	—
	9 月	74,370	—
	10 月	89,100	—
	11 月	103,780	14,970
	12 月	118,410	29,890
平成24年	1 月	132,990	44,770
	2 月	147,530	59,590
	3 月	162,020	74,370

別表第三十六（第七条第二項関係）〔平成24年3月までの間に平成6年改正法附則第11条第7項第4号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでのすべての期間の保険料を口座振替で前納する場合〕

資格喪失 予定年月		平成6年改正法附則第11条第7項第4号該当により資格喪失する者の生年月日	前 納 す る 月	
			平成23年	
			4月	10月
平成23年	5 月	昭和16年5月2日から昭和16年6月1日までに生まれた者	円 14,970	円 —
	6 月	昭和16年6月2日から昭和16年7月1日までに生まれた者	29,890	—
	7 月	昭和16年7月2日から昭和16年8月1日までに生まれた者	44,770	—
	8 月	昭和16年8月2日から昭和16年9月1日までに生まれた者	59,590	—
	9 月	昭和16年9月2日から昭和16年10月1日までに生まれた者	74,370	—
	10 月	昭和16年10月2日から昭和16年11月1日までに生まれた者	89,100	—
	11 月	昭和16年11月2日から昭和16年12月1日までに生まれた者	103,780	14,970
	12 月	昭和16年12月2日から昭和17年1月1日までに生まれた者	118,410	29,890
平成24年	1 月	昭和17年1月2日から昭和17年2月1日までに生まれた者	132,990	44,770
	2 月	昭和17年2月2日から昭和17年3月1日までに生まれた者	147,530	59,590
	3 月	昭和17年3月2日から昭和17年4月1日までに生まれた者	162,020	74,370

別表第三十七（第七条第三項関係）〔各月の保険料を口座振替で前納する場合〕

前納する月	平成23年4月から平成24年3月までの各月
前納額	14,970円

別表第三十八（第八条第一項関係）〔1年間の付加保険料を口座振替で前納する場合〕

前納する月	平成23年4月
前納額	4,700円

別表第三十九（第八条第一項関係）〔6月間の付加保険料を口座振替で前納する場合〕

前納する月	平成23年4月及び平成23年10月
前納額	2,370円

別表第四十（第八条第二項関係）〔平成24年3月までの間に法第9条第3号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでのすべての期間の付加保険料を口座振替で前納する場合〕

資格喪失 予定年月		法第9条第3号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月	
			平成23年	
			4月	10月
平成23年	5月	昭和26年5月2日から昭和26年6月1日までに生まれた者	円 400	円 —
	6月	昭和26年6月2日から昭和26年7月1日までに生まれた者	800	—
	7月	昭和26年7月2日から昭和26年8月1日までに生まれた者	1,190	—
	8月	昭和26年8月2日から昭和26年9月1日までに生まれた者	1,590	—
	9月	昭和26年9月2日から昭和26年10月1日までに生まれた者	1,980	—
	10月	昭和26年10月2日から昭和26年11月1日までに生まれた者	2,370	—
	11月	昭和26年11月2日から昭和26年12月1日までに生まれた者	2,760	400
	12月	昭和26年12月2日から昭和27年1月1日までに生まれた者	3,150	800
平成24年	1月	昭和27年1月2日から昭和27年2月1日までに生まれた者	3,540	1,190
	2月	昭和27年2月2日から昭和27年3月1日までに生まれた者	3,930	1,590
	3月	昭和27年3月2日から昭和27年4月1日までに生まれた者	4,310	1,980

別表第四十一（第八条第二項関係）〔平成24年3月までの間に法附則第5条第6項第1号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでのすべての期間の付加保険料を口座振替で前納する場合〕

資格喪失 予定年月		法附則第5条第6項第1号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月	
			平成23年	
			4月	10月
平成23年	5月	昭和21年5月2日から昭和21年6月1日までに生まれた者	円 400	円 —
	6月	昭和21年6月2日から昭和21年7月1日までに生まれた者	800	—
	7月	昭和21年7月2日から昭和21年8月1日までに生まれた者	1,190	—
	8月	昭和21年8月2日から昭和21年9月1日までに生まれた者	1,590	—
	9月	昭和21年9月2日から昭和21年10月1日までに生まれた者	1,980	—
	10月	昭和21年10月2日から昭和21年11月1日までに生まれた者	2,370	—
	11月	昭和21年11月2日から昭和21年12月1日までに生まれた者	2,760	400
	12月	昭和21年12月2日から昭和22年1月1日までに生まれた者	3,150	800
平成24年	1月	昭和22年1月2日から昭和22年2月1日までに生まれた者	3,540	1,190
	2月	昭和22年2月2日から昭和22年3月1日までに生まれた者	3,930	1,590
	3月	昭和22年3月2日から昭和22年4月1日までに生まれた者	4,310	1,980

別表第四十二（第八条第二項関係）〔平成24年3月までの間に法附則第5条第6項第4号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでのすべての期間の付加保険料を口座振替で前納する場合〕

法附則第5条第6項第4号該当により資格喪失する者の資格喪失予定年月		前納する月	
		平成23年	
		4月	10月
平成23年	5月	円 400	円 —
	6月	800	—
	7月	1,190	—
	8月	1,590	—
	9月	1,980	—
	10月	2,370	—
	11月	2,760	400
	12月	3,150	800
平成24年	1月	3,540	1,190
	2月	3,930	1,590
	3月	4,310	1,980

別表第四十三（第八条第三項関係）〔各月の付加保険料を口座振替で前納する場合〕

前納する月	平成23年4月から平成24年3月までの各月
前納額	400円

年金 よくある 質問

Q. 本人以外の国民年金の保険料を納付した場合にも社会保険料控除を受けられますか？

国民年金の保険料は全額が社会保険料控除の対象となります。社会保険料控除とは、自身、配偶者あるいはその他の親族が負担しなければならぬ国民年金、国民健康保険、健康保険、厚生年金保険などの社会保険料を納めたときに受けられる所得控除のことをいいます。この社会保険料控除は、年末調整や確定申告などの際に申告しますが、申告できる金額は、年間に納めた社会保険料の全額です。

保険料は連帯納付義務

国民年金の保険料は、世帯主が世帯員の分を連帯して納付する義務があり、また、夫婦も互いの保険料を連帯して納付する義務があります。したがって、連帯納付義務者が納付した国民年金保険料については、納付した人が申告できることとなります。そのため、家族の保険料も控除の対象となります。

たとえば、生計を同一にしている子の国民年金保険料を過去二年分をまとめて納めた場合で

も、その年中に納付したものであれば、その年の社会保険料控除の対象になります。

これとは逆に、その年中に翌年三月までの一年分の国民年金保険料を前納した場合には、その納付した全額をその年の社会保険料控除の対象とすることができます。

「社会保険料控除証明書」

前年中に納めた国民年金保険料の納付額を証明する書類として、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が、日本年金機構から送付されています。

「社会保険料控除証明書」で証明されているものは、その年の一〇月一日時点での国民年金の保険料の「納付済額」（一月から九月までに納付された保険料額）です。一二月三一日までに納めた保険料もその年の申告の対象（控除対象）となるので、一〇月一日以降に「社会保険料控除証明書」の証明欄にある「納付済額」や「見込額」以上に国民年金の保険料を納付したときは、控除証明書の「納付済額」（「見込額」がある場合は「合計額」）に追加で納めた保険料額を合算して申告します。

確定申告の際は、二月に送付された「社会保険料控除証明書」と追加で納付した保険料の領収証書を添える必要があります。
*「国民年金よくある質問」は、当協会ホームページに掲載されています。
http://www.nenkin.or.jp/member/faq_box/。会員のみならず、誰でもこのホームページでは、内容を更新して、順次掲載していきます。

年金 よくある 質問

Q. 老齢厚生年金を受けている場合には必ず確定申告をしなければなりませんか？

公的年金等の受給者で確定申告が必要な人

所得税の確定申告は、毎年一月一日から一二月三一日までの一年間に発生したすべての所得金額とそれに対する所得税額を計算して、確定申告書を提出することによって、源泉徴収された税額や予定納税で納めた税額などとの過不足を精算し、調整する手続きです。公的年金の受給者でも、確定申告が必要な場合あるいは確定申告をすることができる場合があります。

まず、公的年金受給者で確定申告が必要な場合というのは、次のような人のことです。
収入が公的年金だけで、平成二二年分の公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引いた結果、残額がある人です。このような人は、確定申告をしなければなりません。

また、たとえば厚生年金保険と厚生年金基金というように二つ以上の年金の支払者に対して扶養親族等申告書を提出している場合や年金以外に給与所得がある場合なども、所得税の確定申告が必要です。
次に、公的年金受給者で確定申告（還付申告）をすることができるといふのは次のような人のことです。
通常は確定申告をする必要はありませんが、次のいずれかのケースにあてはまる人で、源泉徴収された所得税が納め過ぎとなっている人は、確定申告をすれば源泉徴収税額の還付を受けることができます。

①社会保険料控除、生命保険料控除などが受けられる人
②災害などの損失について雑損控除が受けられる人
③医療費にかかる医療費控除が受けられる人
④扶養親族等申告書を提出していない人
⑤扶養親族等申告書を提出後に扶養親族等が増加することになった人

源泉徴収税額の算出方法

毎年一月に送付される源泉徴収票のなかの「源泉徴収税額」の欄に記載されている金額は、年金の各支払期（通常は二月、四月、六月、八月、一〇月、十二月の偶数月）における源泉徴収税額を合算した金額です。各期の源泉徴収税額の算出方法は、次のようになっています。

介護保険料や国民健康保険料あるいは後期高齢者医療保険料のように年金から特別徴収された社会保険料がある場合には、これらの金額は、社会保険料控除として税金の控除対象とされています。そして、そのうえで扶養親族等申告書を提出してい

る場合と提出していない場合とに応じて次のように計算されます。

まず、扶養親族等申告書を提出している場合には、源泉徴収税額Ⅱ（年金支給額－社会保険料－各種控除額）×五％となります（五％は源泉徴収税率）。

次に、扶養親族等申告書を提出していない場合には、源泉徴収税額Ⅱ（年金支給額－社会保険料－年金支給額－社会保険料）×二五％×一〇％となります（一〇％は源泉徴収税率）。これを簡単にすると源泉徴収税額Ⅱ（年金支給額－社会保険料）×七・五％となります。

公的年金等の各種控除額

公的年金等にかかる各種控除額には次のようなものがあります。なお、公的年金等にかかる各種控除額は月割控除額とされています。以下の控除額は、平成二二年分の一か月あたりの控除額です。

- ①公的年金等控除および基礎控除相当 年金支給額の月割額×二五％＋六・五万円。これには最低額があり、六五歳以上の場合は一三・五万円、六五歳未満の場合は九万円となります。
- ②配偶者控除および配偶者特別控除相当 三・二五万円。
- ③扶養親族控除 三・二五万円。
- ④障害者控除、特別障害者控除相当 二・二五万円（特別障害者の場合は三・五万円）×人数。
- ⑤特定扶養親族の控除の増分相当 二万円×人数。
- ⑥老人控除対象配偶者・老人扶養親族の控除の増分相当 〇・七五万円×人数。

「年金図書」平成22年度改訂新版 好評発売中



国民年金法総覧 (平成22年4月版)

B5判 定価4,410円(本体4,200円+税)
法律の条文ごとに、関係政令・省令・通知等を収載し、法令上の根拠、行政解釈・事務取扱いの全容が体系的にわかるように編集。3年ぶりの改訂版。



国民年金ハンドブック (平成22年度版)

A5判 定価2,100円(本体2,000円+税)
制度の仕組みと給付の受け方を、わかりやすく、詳しく解説。届出・請求書の様式は記載例つぎで収録。



年金相談AからZ (平成22年度版)

B5判 定価2,310円(本体2,200円+税)
東京都社会保険労務士会 企画
東京社会保険労務士協同組合 編集
年金相談の心得、国民年金・厚生年金制度のしくみ、老齢給付、障害給付、遺族給付をわかりやすく解説。Q&A形式で、詳細な説明により深くポイントが理解できるよう編集。



年金相談の手引 (平成22年度版)

A5判 定価4,200円(本体4,000円+税)
国民年金・厚生年金の受給条件・年金額・諸手続きを図解・記載例などにより、わかりやすく解説した年金実務書の決定版。



年金相談Q&A (平成22年度版)

現場力を高める!!
Vol.1 老齢年金・加入と請求手続き B5判 定価1,050円(本体1,000円+税)
Vol.2 老齢年金・年金額の計算 B5判 定価1,260円(本体1,200円+税)
Vol.3 遺族年金と障害年金 B5判 定価1,050円(本体1,000円+税)
年金相談に携わる人を対象に、具体的な相談例を挙げてQ（問題）とA（解答）および解説を掲載。問題の例文を読み、考え、かつ解くことで、相談者に的確に答えられるように編集。年金相談の現場力を自らの力とし、高めることができる問題集。

株式会社 社会保険研究所

東京 ☎ (03) 3252-7901 関西 ☎ (06) 6765-7836
中部 ☎ (052) 951-0261 中国 ☎ (082) 223-2707
<http://www.shaho.co.jp/shaho>



23年度の保険料は
月額二万五、〇二〇円

国民年金からは、老齢基礎年金のほか、障害基礎年金や遺族基礎年金が支給されます。また、納めた保険料は全額が社会保険料控除の対象となります。

国民年金の保険料は毎年度改定されますが、平成二三年度は前年度より八〇円引き下げられた月額二万五、〇二〇円となります。毎月の保険料は、日本年金機構から毎年四月の下旬に送られてくる一年分の「納付書」によって翌月の末日までに納めます。なお、保険料は二年を過ぎると納められなくなりますのでご注意ください。

納付の窓口は、金融機関(ゆうちょ銀行を含む)またはコンビニエンスストアとなっています。また、ほとんどの金融機関で口座振替もできます(年金事務所でも口座振替のお申し込み(郵送も可)ができます)。

有利な前納割引制度

保険料は、一年または六カ月など、定められた月数分について、前納すると割引になります。例えば、平成二三年度の一年

平成23年度の 国民年金保険料月額と 有利な前納割引制度

分の保険料は総額一八万二四〇円ですが、一年分を現金で前納すると二七万七、〇四〇円で、年間三、二〇〇円(約一・八%)の割引になります。これを口座振替によって前納すると一七万六、四六〇円でさらに有利な年間三、七八〇円(約二・

一%)の割引になります。また、平成二三年度の六カ月分の保険料は総額九万一二〇円ですが、六カ月分を現金で前納すると八万九、三九〇円で、七三〇円(約〇・八%)の割引に、六カ月分を口座振替によって前納すると八万九、一〇〇円で、

一、〇二〇円(約一・一%)の割引になります。一方、月々の保険料を「口座振替の早割」で一カ月早めて納付すると、年間六〇〇円(月額五〇円)の割引になります。なお、平成三三年度の二部納付(一部免除)の保険料月額は、四分の三納付で一万一、二七〇円、半額納付で七、五二〇円、四分の一納付で三、七六〇円となっていますが、この一部納付についても前納制度が設けられています。

年分の前納(四月～九月振替の六カ月分の前納を含む)を希望する方は、二月末までに年金事務所に申し込む必要があります(すでに口座振替で前納されている方は、引落し方法を変更する場合を除いて再度の申込みの必要はありません)。そのほか、詳細については年金事務所に相談ください。

【ご案内】

この記事は市区町村の広報誌(紙)にそのまま掲載していただけます。なお、この記事は当協会のHPからPDF、テキストデータとしてダウンロードできますので、自由にお使いください。

視点 column

コラム 観点

葬儀関連費用に どこまでかける

老後に残しておきたいお金

の二つに「葬式代」があります。葬儀費用の全国平均額は約二七万円(平成一五年財団法人日本消費者協会「葬儀についてのアンケート調査」より)ですが、この他にお墓や納骨堂、仏壇などの費用も入れると、大変な負担になります。それが老後の生活を圧迫することもあるのです。ある七〇代の女性は、ご主人が亡くなったことで思いがけず大きな出費をすることになり

ました。ご主人は生前に「入る墓はあるし、香典も相当出してきたからお金の心配はいらない」と言っていたそうです。

葬儀後しばらくして本家で管理している先祖代々のお墓に納骨するつもりでいたら、「この墓には入れられない」と、断られてしまったのです。理由を聞くと、「墓の中がいっぱいだからもうこれ以上は無理だ」とのこと。どうも納得がいかないのに、勇気を出してお墓の中を確認したら、本当に入る隙間もないくらいに遺骨でぎっしりだったそうです。

そこで急遽、お墓を建てることにしたのですが、墓石工事に一八〇万円、墓所の永代使用料六〇万円に管理料、納骨費用、仏壇の購入などで、合計三〇〇万円以上もの出費になってしまったのです。

一人になったときのためにと蓄えていた預金も、これでほとんど底を付いてしまい、これまで以上に質素な生活をするようになったのです。無理をしても今お墓を建てておけば息子が入るときにも困らないだろう、と考えたようですが、そこまでして準備しなければならぬのでしょうか。生きているときの生活を

削ってでも死後の「儀式」に大金を使うのは本末転倒のような気がしてなりません。少子高齢化で、お墓の継承が問題になってきています。墓所の永代使用料を払っても、管理費の負担はずっと続くのです。お墓を引き継ぐ息子の負担も考えておく必要があるでしょう。

近年、葬儀を行わない直葬や、お墓を持たないで散骨をする、永代使用料の安価な合葬墓に入るなど、シンプルで合理的なエンディング様式が増えているようです。ちなみに、香典は長生きするほど出す一方になり出費がかさんでいきます。いくら出しても本人が元をとるときにはこの世にはいないのです。ファイナンシャルプランナー 須藤臣(すどうとみ)

日本国民年金協会の図書

国民年金の話



国民年金制度をやさしく正しく理解できる小冊子です。市区町村の住民の皆様への配布資料として、各種講習会の教材としてご利用ください。
A5判 56ページ
定価：210円(消費税込・送料別途)

平成22年度改訂新版

国民年金法の解説



昭和55年の創刊以来、国民年金制度の改正とともに歩む、信頼の法律専門書。読みやすく、分かりやすく国民年金法を解説しました。
A5判 278ページ
定価：2,100円(消費税込・送料別途)

平成22年度改訂新版

国民年金実務担当者ハンドブック



資格取得届出書、免除申請書、裁定請求書などに係る市区町村の実務について解説。市区町村の国民年金担当者必携のハンドブックです。
A5判 112ページ
定価：525円(消費税込・送料別途)

新刊22年3月刊行

年金委員ハンドブック



活動事例、活動の留意点をはじめ、データを豊富に掲載し、主に地域型の年金委員の皆さまの活動に必要な情報を一冊の本にまとめました。
A5判 128ページ
定価：525円(消費税込・送料別途)

最新刊22年11月刊行

ご注文はファクシミリで
※書店では取り扱っておりません。

FAX. 03-3265-2894

社団法人 日本国民年金協会